

平成 16 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(登録銘柄・コード 9 9 6 8)
問合せ先 取締役財務部長 曾我部 達雄
(TEL 0 8 8 - 8 2 3 - 2 6 3 8)

株主による株主総会決議無効の訴訟提起に関するお知らせ

当社は、当社株主である羅民詔氏から、平成16年5月12日の臨時株主総会における「決議事項 第2号議案 株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」に関する決議が無効であり、発行してはならないとする訴訟の提起を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟があった裁判所及び年月日

高知地方裁判所

平成 16 年 7 月 1 日 (当社訴状到達日、平成 16 年 7 月 22 日)

2. 訴訟を提起した株主の名称等

名称	羅民詔
住所	北京市海澱区西八里莊北里 5 6 号西釣魚臺莊園 1 - 3
所有株式数 (所有割合)	2,081,000 株 (2.15%) (平成 16 年 5 月 6 日付推定)
当社との事業上の関係	株主

3. 訴訟が提起されるに至った経緯

平成 16 年 5 月 12 日、当社は臨時株主総会を開催し、第 2 号議案において、「株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」が承認可決されました。これに対して平成 16 年 5 月 31 日、当社株主羅民詔氏より、「新株予約権発行差止仮処分命令申立書」が高知地方裁判所に提出され、平成 16 年 6 月 1 日高知地方裁判所において、審尋がなされ、即日仮処分による保全執行命令が下されました。

当社はこれを不服として平成 16 年 6 月 3 日に、高知地方裁判所に「保全異議に伴う執行停止申立書」と「仮処分異議申立書」を提出し、平成 16 年 7 月 8 日に高知地方裁判所より、新株予約権発行差止仮処分の決定が取消され、当社の申立が正当に認められました。これを受け当社は新株予約権の発行手続きを再開いたしました。

ところが、羅民詔氏は上記判決が下る前である、平成16年7月1日に高知地方裁判所へ、株主総会決議無効として新株予約権発行無効の訴訟を提起したものであります。(当社訴状到達日平成16年7月22日)

なお、羅民詔氏は発行差止め仮処分取消についても、これを不服として、平成16年7月13日(当社抗告状到達日、平成16年7月16日)高松高等裁判所へ抗告しております。

4. 訴訟の内容

平成16年5月12日に開催した臨時株主総会決議は法令に違反し、著しく不公平な方法によって新株予約権を発行しようとするものであり、かつ第1回新株予約権のほとんどを引受けている原告(羅民詔)が不利益を受けるおそれがあるので、差し止めるべきものであるとして、臨時株主総会における「決議事項 第2号議案 株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」に関する決議は無効であり、発行してはならないとして株主である羅民詔氏が訴訟を提起したものであります。

なお、同氏は同内容の新株予約権発行差止め仮処分申立についても、高知地方裁判所において仮処分が取消されたことを不服として、高松高等裁判所へ抗告しております。

5. 今後の見通し

当社としましては、高知地方裁判所の発行差止め仮処分決定取消で明らかになったように、資金調達の必要性から新株予約権発行を取締役会及び株主総会で決議したものであり、法的な瑕疵はなく何ら問題はないものと確信しております。

以 上